

## 議案第67号

### 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月27日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

#### (提案理由)

人事院勧告に基づき、一般職職員及び常勤の特別職職員の給与改定を行うことを踏まえ、町議会議員の期末手当の改定を行うため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改  
正する条例新旧対照条文

○湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関  
係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基 準日現在(前項後段に規定する者 にあっては辞職し、又は死亡した 日現在)において受けるべき議員 報酬の月額並びにこの月額に100 分の20を乗じて得た額の合計額 に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額 とする。</p> <p>(1) (略)   (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基 準日現在(前項後段に規定する者 にあっては辞職し、又は死亡した 日現在)において受けるべき議員 報酬の月額並びにこの月額に100 分の20を乗じて得た額の合計額 に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額 とする。</p> <p>(1) (略)   (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行す る。(略)</p>	

【参考資料】

○湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては辞職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては辞職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	